

紙達送報電用省務内

事	記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	種類
		午前 後	午前 後	//	少	千五	官報 字
		0時	九時	九	少	七〇	
		分	分	號	局	字	
					定指	人信受	受信人
							折 木
					番着		
					五		
							附
					務内	12.7.21	信室
							附

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電報) 各殖民地(電報)		月 日 前後 時 分	

發信者名
關東局警務部長

受信年月日時
昭和七年七月二十一日 前之時五分受

處分結果

受信者名
警保局長

決裁月日時

施行顛末

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時
月 日 前後 時 分 電話
受信者名
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

高檢 二三六

本日高檢二三五年配 / 滿鉄本線一於ケル

記事一止、御意圖二指之ハハ
別子ニ仰使裁
御裁

記帳濟

(印)

列車事故ニ関スル件ハ原因未ダ明確ナラザルモ

右ハ時局柄民心切刺戟スルコト甚ダシキノミナラズ

滿洲國治安^安ノ根本ニ影響スル重大問題ニ付キ

是非トモ記事差止方御取計ヒ相成度重クナリ

御依頼ス

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	類 種
	午 後 時 分	午 後 時 分	號	局	字	報
ア ア ハ ヂ	午	午	ア	ア	ア	急 官 報
イ イ ハ ヂ	午	午	イ	イ	イ	
ウ ウ ハ ヂ	午	午	ウ	ウ	ウ	
エ エ ハ ヂ	午	午	エ	エ	エ	
オ オ ハ ヂ	午	午	オ	オ	オ	
カ カ ハ ヂ	午	午	カ	カ	カ	
キ キ ハ ヂ	午	午	キ	キ	キ	
ク ク ハ ヂ	午	午	ク	ク	ク	
ケ ケ ハ ヂ	午	午	ケ	ケ	ケ	
コ コ ハ ヂ	午	午	コ	コ	コ	
ク	午	午	ク	ク	ク	
ケ	午	午	ケ	ケ	ケ	
コ	午	午	コ	コ	コ	
ク	午	午	ク	ク	ク	
ケ	午	午	ケ	ケ	ケ	
コ	午	午	コ	コ	コ	
ク	午	午	ク	ク	ク	
ケ	午	午	ケ	ケ	ケ	
コ	午	午	コ	コ	コ	
ク	午	午	ク	ク	ク	
ケ	午	午	ケ	ケ	ケ	
コ	午	午	コ	コ	コ	

定指 人 信 受

折

番着

内務省
12.7.21
電信室

道府縣
日刊
版
2. 7. 21
月
12. 7. 22
夕

東京日日新聞

警保局長
圖書課長
事務官

滿鐵線列車顛覆

死傷者多數を出す

反滿抗日分子の仕業

【大連本社特電】(廿一日發) 廿一日午後四時四十分頃滿鐵本線京頭一瀋井驛(新京を距る百五十四キロ四平街と昌圖間)の瀋井河橋梁を大連行各等急行一六列車(新京午後九時五十分發)が轟轟中、橋梁上のレールが一本何ものかのためにはげつされてゐたため脱線し、機車三等車二輛、三等客車三輛、食堂車河中にもんどり打つて落ち込み二等車、二等客車、一等客車、手荷物車だけが辛うじて墜落を免れたが、このため機手、食堂車事務員、乗客等現在不明せる死者七名、重傷者十七名、輕傷者多數を出した。急報によつて大石奉天事務所長以下滿鐵機關保者總動員して死傷者の應急措置、上下列車のダイヤ運行に當つてゐるが、下り線の車線運轉を行ひ上下各列車は約四時間延滞で運轉されてゐる。

事故原因は明らかに反滿抗日分子の行跡であり最近の時局に刺戟され、わが後方機關をはかつた憎むべき行爲であり日滿軍憲は徹底的にこれが捜査殲滅に當つてゐる。

圖書課

圖書課長

人事務官

理事官

大臣、次官、局長報告案

記事差止ヲ為シタル理由 (関東局依頼)

本差止ハ本月二十一日午後零時四十分頃満鉄本線泉頭、満井

駅間満井河橋滌上ノレール一本ヲ何者カノ為取外サレ居ル為

メ大連行旅客列車が脱線顛覆シ死傷者多数ヲ出シ

ルガ右事實ヲ報道スルニ於テハ此支事變勃發ノ折柄

内務省

内務省

人心ヲ衝撃シ滿洲國ノ治安保持上悪影響アリト認メ

テレ現地ニ於テハ即時記事差止ヲ為スト共ニ内地ニ於ケン記

事差止ヲ依頼シ来リタルガ當省ニ於テモ右理由ヲ認ト

シ本件記事差止ヲ為シケンモノナリ

差止（十二）第三十六號

昭和十二年七月二十一日

内務省警保局長

警視總監殿
各廳府縣長官殿

新聞記事差止ニ關スル件

今朝開原、四平街間ニ於ケル列車事故ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ
掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	柳城氏	7月22日 前 後 9時23分	津野乙	官原町(本) 9.30
大阪府電話	阿曾	7月22日 前 後 9時40分	小原光	広島 [本] 10.00 若
愛知縣電話	野	7月22日 前 後 9時50分	夏岡	豊橋(本) 10.00 若
各廳府縣 各殖民地)電報		7月22日 前 後 9時20分		宇城 (本) 11.15 若
東京遞信局電話	平塚氏	7月22日 前 後 9時28分		

甲乙ノ種別

37

案起

昭和十二年七月二十一日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事)
宛

新聞記事

差止

ニ關スル件

海軍ニ於ケル左記事項ニ關シテハ之ヲ推知シ

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

得ル事項ト虽モ海軍省發表以外

上開タル記事ト一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

上開タル記事ト之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

軍而本差止ハ外子新聞社ハ通達セザル様取扱相
成度

記

一 船舶徴傭ニ关スル事項

二 召集ニ关スル事項

三 軍港要港其ノ他沿岸ニ於ケル海軍ノ設備又ハ防備

ニ关スル事項

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

官房機密第二六九八號

昭和十二年七月二十一日

内務省警保局

内務省警保局
逓信省電務局外國電信課
拓務省管理局

御中

海軍省副



新聞記事差止ニ關スル件照會

左記事項ニ關スル記事ハ海軍省ヨリ發表スルモノヲ除クノ外右事項ヲ推知シ得ベキ事項ト雖一切新聞紙ニ掲載セザル様御取計相成度

記

船舶徵傭ニ關スル事項

海軍

ニ召集ニ關スル一切ノ事項

ニ軍港要港其ノ他沿岸ニ於ケル海軍ノ設備又ハ防備ニ關スル事項

(終)

寫

官房機密第二六九八號

昭和十二年七月二十一日

海軍省副官

内務省警保局
逓信省電務局外國電信課
拓務省管理局

御中

新聞記事差止ニ關スル件照會

左記事項ニ關スル記事ハ海軍省ヨリ發表スルモノヲ除クノ外右事項ヲ推知シ得ベキ事項ト雖一切新聞紙ニ掲載セザル様御取計相成度

記

船舶徵傭ニ關スル事項

海軍

召集ニ關スル一切ノ事項

軍港要港其ノ他沿岸ニ於ケル海軍ノ設備又ハ防備ニ關スル事項

寫送先

在京各府廳
各鎮守府副官
各艦隊副官
駐滿海軍副官
陸軍省新開部
憲兵司令官
外務省情報部

(終)

圖書課長

内務省

事務官
理事官
海軍省
局長

本大臣次官局長報告案

記事差止ヲ為シタル理由 (海軍省依頼)

北支事変ニ关シ海軍ノ行動ニ係機密保持ニ付テハ昭和十

年十一月十二日附通牒ノ中華民國ニ派遣セラレルヘキ海軍艦船

部隊ノ行動等ニ关スル件及七月十一日附新ニ發セラレタル支那

方面ニ於ケル海軍兵カノ行動及所在ニ关スル差止ニ依リ取締ヲ

内務省

為シツアルガ高時司令軍機保持ノ萬全ヲ期スル為メ

本件記事差止ヲ為シタルモノナリ

新聞記事差止ニ關スル件

海軍ニ於ケル左記事項ニ關シテハ之ヲ告知シ得ル事項ノ外ニ於テハ新聞紙ニ掲載セザル限リ下各社ニ示達現行ノ
記

一 船舶設備ニ關スル事項

二 兵器ニ關スル事項

三 海軍ノ機密ニ關シテ他社ニ於テハ海軍ノ設備ニハ告知スルモノナリ

差止（十二）第三十七號

昭和十二年七月二十二日

内務省警保局長

警視總監殿
各廳府縣長官殿

新聞記事差止ニ關スル件

海軍ニ於ケル左記事項ニ關シテハ之ヲ推知シ得ル事項ト雖モ海軍省發表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

記

一、船舶徴傭ニ關スル事項

二、召集ニ關スル事項

三、軍港、要港其ノ他沿岸ニ於ケル海軍ノ設備又ハ防備ニ關スル事項

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電 各殖民地報		月 日 前後 時 分	

發信者名

關東局

受信年月日時

昭和五年七月五日 午後一時十分受

處分結果

受信者名

局長

決裁月日時

月 日 前後 時 分 決裁

施行顛末

返信月日時
受信者名
月 日 前後 時 分
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

高檢二四一

海軍ニ於テハ左記事項ニ關シテ之ヲ推知シ得ル事項ト爲

君止回報

日高

同

記帳濟

(印)

事務官

上海軍省發表以外一切新聞、通信、雜誌等、揭載其概者、

行書法者、示達其意、

相子被管內、其、日、探、步、記、當、之、也、

海軍日記

一、船舶徵備、二、吾、之、事項、

六、召集、三、湘、之、事項、

三、軍港、要港其、他沿岸、及び、海軍、設備、又、防衛

二、若、事、項


内務省

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	類種
	午後 時 5 分	午後 時 8 分	5 0 5 號	カ コ ト タ ヨ 局	1 5	官 報
スゴヘヨ一イ ウココ コ				定指	人 信 受	
ルヨイヤ、ガントスウンケ						ケ
ジヤノセ セイイニニ						イ
144ンイウエ4カオニ						ウ
コヨヨヨハ ハドエンケ				番着		キ
ウウウウ レツ ウエル						ア
ニハクピ天ルケヤ、						
、ニヨ44ヤ カエハキカ				附		
エカウヨヨキヨイ コエヤ						
ヨニハウウ、ウダコレ				附		



紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	類種
	午 後前	午 後前				官 報
	時	時				
	分	分	號	局	字	
<p> 五ノビケソグ カルノス 五ニビケソグ カルノス 五ニビケソグ カルノス 五ニビケソグ カルノス 五ニビケソグ カルノス </p>				定指	人 信 受	
					ス	
				番着		
				附	日	
						
				附	日	

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電報) 各殖民地		月 日 前後 時 分	

發信者名

朝辭總督府

受信年月日時

昭和 年 月 日 前後 時 分 受

處分結果

受信者名

警保局長

決裁月日時

月 日 前後 時 分 決裁

施行顛末

返信月日時 月 日 前後 時 分 電報
受信者名 取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

新聞紙出版物取締事務

本日新聞通信雜誌等發行地所轄通知事ニ對シ
左ノ通、通牒セリ。

記帳濟

(印)

左記

海軍ニ於ケル左記事項ニ関シテハ之ヲ推知シ得ル
事項ト虽モ海軍省發表以外一切之ヲ新聞紙ニ
掲載セサル様管下各社ニ示達相成度

記

一 船舶徴備ニ関スル事項

二 召集ニ関スル事項


三 軍港要港其他沿岸ニ於ケル海軍ノ設備
又ハ防備ニ関スル事項

紙達送報電用省務内

事記	信着	付受	號番	局信發	數字	種類
	午後 五時 五分	午後 三時 五分	一 三 六	コ ウ カ マ 局	一 八 七	官報
(Handwritten notes in vertical columns)						
						受信人 キ ヨ 分 木 テ ラ
						定指 番着
						印

内務省
電信局
12.7.22

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數 字	類 種
	午 後 前	午 後 前				官 報
	時	時				
	分	分	號	局	字	
以木 カハ 以ヨ ヂ 与 ヅ コウ / ヂ ヅ コエ ウビセ = コウ ヌ 〇 ヲオウ ≡ ヅ ズ = ビケソ、ニ キカ ル / 以カ ヂマカク ヂ スイイヅ ルハガ ヂコル				定指 人信受 番着 時	二	日  日

5

區
警視
大阪
愛知
各府
各府
各府
各府
東京

發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
月2日 8時17分	同	昭和十年八月五日
月日 8時分		昭和十年八月五日
月2日 8時15分		昭和十年八月五日
月2日 8時35分		昭和十年八月五日
月2日 8時50分		昭和十年八月五日

甲乙ノ種別

乙

案起

昭和十年八月五日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

長

施行

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

理事官

次官

同

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監

各府縣長官(除東京府知事)

宛

新聞記事

差止

ニ關スル件

南京放送局ニ於ケル日本語放送ニ關スル

三八

議	合	
第	第	第
號	號	號
送受	送受	送受
月	月	月
日	日	日

且關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

内務省

追而申善止ハ外字新聞社ニ通達セザル様取扱
相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

参考

支那ニ於ケル主要放送局

南京放送局

(X.G.O.A)

波長 四五〇キロ

浙江放送局

(X.G.O.P)

波長 三〇三キロ

漢口放送局

(X.G.O.W)

波長 二九〇キロ

月送受及號局議合									日月付受及號局管主	
第	第	第	第	第	第	第	第	第		
號	號	號	號	號	號	號	號	號		
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受		
月	月	月	月	月	月	月	月	月		
日	日	日	日	日	日	日	日	日		

丙

施行
月
日

案起
昭和十二年八月二日

主任



局長
理事官



圖書課長(大坪)

事務官(森)

内示第一号

警保局圖書課長

警視廳檢閲課長
各廳府縣特高課長
宛

新聞記事差止事項、内容内示ニ関スル件

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

本月二日附通牒ノ南京放送局ニ於ケル日本
 語放送ニ関スル記事差止ハ最近南京放送局ニ
 於テ日本語ヲ以テ北支事變ニ関シ極メテ歪曲
 的放送ヲ爲シ我國ノ後方攪乱ヲ策シツ企圖
 ツアリ之ニ對シ我が逋信當局ニ於テ必要
 ナル對策ヲ講ジハレルコトトナルガ右放送ノ事實

ヲ報道スルハ時局柄國內統一^一止^一甚^一

有害ナルノミナラズ更ニ之が對策實施

情状ハ極秘ノ事項ニ属スルヲ以テ

ノ事實ヲ暴露スルニ於テハ對支關係

影響

上極メテ惡結果ヲ招来セシムル虞アリ

ト認ム記事差止ヲ爲シタルモノナリ

圖書課長

事務官

理事官

大臣、次官、局長宛 報告書

記事差止ヲ為シタル理由 (情報委員会依頼)

逕伝相

最近南京放送局に於て日本語放送に依り、我国、後方攪乱ヲ

策シツ、ア、より之に對し通信當局に於て對策ヲ講ジツ、アルガ右

放送ノ実ヲ報道セシムルハ、^{時局柄}甚ダ有害ナルノミナラ

ズ更之が對策實施ノ事實ヲ暴露スルに於てハ、對反民係上

内務省

内務省

極々悪結果ヲ招来スル虞トシテ本件記事ヲ止メ為シ

夕

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電報) 各殖民地		月 日 前後 時 分	

發信者名	朝鮮總督府	受信年月日時	昭和七年八月三日 午前 時 分	處分結果	
受信者名	局長	決裁月日時		施行顛末	
局	警保局長	月 日 前後 時 分		返信月日時	
	圖書課長			月 日 前後 時 分	
	事務官			取扱者印	
	理事官				
	(電報譯文) (電話聽取書)				
	新聞紙及出版物取締事務				
	本日新聞通信雜誌等各地所轄通知事				
	対之在通通煤又リ				

記帳濟 (印)


新東京放送局ニ於ケル日本語放送ニ関スル記事

八一切之レヲ新聞・通信・雜誌等ニ掲載セサル

採各報一竹貴世者ニ警告相成度。

└

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	類 種
	午後 九時 分	午後 八時 七分	二 〇 二 號	ケ イ ゼ ウ 局	ケ イ ゼ ウ 字	官 報
				定指	人 信 受	
(ウ)ケニルホト ケニルホト (イ)カニホリカ (ウ)カニホリカ (エ)カニホリカ (オ)カニホリカ (カ)カニホリカ (キ)カニホリカ (ク)カニホリカ (ケ)カニホリカ (コ)カニホリカ (カ)カニホリカ (キ)カニホリカ (ク)カニホリカ (ケ)カニホリカ (コ)カニホリカ				番着	ケ イ 木 ノ エ ノ	
				二		
				時		

福岡電話 8月7日 午前5時18分 夏目

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	桑野	8月7日 午前5時2分	夏目	
大阪府電話	西王	8月7日 午前5時13分	"	
愛知縣電話	福野	月 日 午前5時25分	"	
各廳府縣各殖民地電報		8月7日 午前6時5分	"	
東京遞信局電話	菅	8月7日 午前5時12分	"	

甲乙ノ種別

乙

案起

昭和十二年八月七日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

39

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事 差止 二關スル件

問諜行為被疑事件檢與手

三九

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月日	月日	月日	

<p style="font-size: 2em;">/</p>											
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

三九

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

12月 午あ六時

集

内葉行發及中

子件 格書と園口
此件 一切

此類 5時 命令

2/ 法

圖書課長

事務官 理事官

大臣、次官、局長報告案

記事差止ヲ為シタル理由

今朝警視庁管下ニ於テ内外人ニ対スル間諜行為被疑者

ヲ一齊検挙シタルガ右事實ヲ暴露セラルルニ於テハ検挙

文障ヲ生ゼシメ或ハ人心ヲ刺戟シテ無辜ノ外人ニ対シ

危害ヲ加フルコトアルヲ慮リ本件記事差止ヲ為シタルモナリ

内務省

差止（十二）第三十九號

昭和十二年八月七日

內務省警保局長

警視總監殿
各廳府縣長官殿

新聞記事差止ニ關スル件

間諜行爲被疑事件檢舉ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様
管下各社ニ示達相成度

憲兵司令部 (前川) 昭和六年八月九日

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	堀本	8月9日 前 後 4時35分		
大阪府電話	阿部	8月9日 前 後 5時30分		
愛知縣電話	天野	8月9日 前 後 5時40分		
各廳府縣 各殖民地)電報		8月9日 前 後 5時10分		
東京遞信局電話	目下	8月9日 前 後 6時00分		

甲乙ノ種別
丙

四
〇

案起

昭和十二年八月九日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

理事官

大臣

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取

締

ニ關スル件

七月十一日附通牒ノ支那方面ニ於ケル



議	合	
第	第	第
號	號	號
送受	送受	送受
月	月	月
日	日	日

海軍兵力、行動等ニ関スル記事差止ニ付本月
 十日附発行ノ官報附録週報第四三号ニ海
 軍省海軍軍事普及部署名ヲ以テ「事変ト帝
 國海軍」ト題スル記事「差止」關係ノ記事ハ二項ノ
 支那各地ノ警備ト標記セル箇所「ヲ」掲載スル等ナ
 ルガ右ハ海軍省ヨリ發表シタルモノト看做ス
 追而右發表文以外ノ記事ハ依然取締ルバ
 キモノニ付為念 又ハ其ノ転載文

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

圖書課長

事務



理事官

梅原中法

官房第四一二四號

昭和十二年八月八日

一方田場

如右外置法

海軍省

副



內務省警保局

內務省警保局
遞信省電務局外國電信課
拓務省管理局

御中

新聞記事差止事項中發表ノ件通知

七月十一日附差止(十二)第三十號ヲ以テ新聞記事差止中ノ支那方面ニ於ケル海軍兵力ノ行動及所在ニ關スル事項中別紙ノ通官報附錄週報第四十三號(「事變ト帝國海軍」ニ所載)ニ掲載致スベク候條御了知相成度

海軍

(別紙添)

寫
 送付先
 在京各
 各鎮守府
 各要港部
 各艦隊副
 駐滿海軍部
 陸軍省新部
 外務省情報
 憲兵司令部
 廳官官官官
 部部班官官官

(終)

海軍

校印
 八月五日
 日庚
 内閣印刷局
 印刷部活版課

6枚上

事變と帝國海軍

海軍省海軍軍事普及部

今次事變發生以來、我が陸軍は北支の野で華々しく活動して居るが、帝國海軍は一體何所で何をして居るのであらうか。

帝國海軍の行動は、作戰の要求上から秘密にしてあるが、實際に於ては事變勃發以來黙々として所要の準備を進め、既に機到らば疾風迅雷的の行動を起し得る様諸準備を完了して、大部分は満を持して待機し、一部は現に北支に於ける陸軍の作戰行動に對應して活動して居るのである。而して今次事變に於ける海軍としての役割は、大體次の様である。

事變と帝國海軍

- (一) 陸軍の北支に於ける作戦行動に直接的に協同すること。
- (二) 支那各地就中山東、中南支に於ける在留邦人の生命財産の保護、並に帝國の權益擁護の爲に警備任務に従事すること。
- (三) 帝國の事變不擴大方針に拘らず、事態擴大せらるゝ如き場合、これに對處即應するに遺憾なからしむること。
- (四) 第三國の謂はれ無き干渉を未然に抑壓すること。

一 陸軍の北支に於ける作戦行動に對する協同

陸軍の北支方面に於ける行動に對して、海軍としては極力之に協力して最善の努力を拂ひつゝあるが、其の主なる任務は海上の制壓と警衛とである。

一 支那各地の警備

支那に於ける帝國の經濟活動は、滿洲國に於けるものと共に數十年に亙る我々日本人の苦心經營に依る、汗と膏との結晶であつて、これが我國の國際收支に重要な役割を爲して居ることは今更申述べる迄もない。一方現在の世界は、各國夫々其の經濟活動の繩張りを嚴重にして他國がこれに這入り込めない様にして居るが、獨り支那は門戸開放、機會均等の主義の下に、各國が自由に經濟活動を爲し得る只一つの自由市場であるのみならず、國內は資源豊富であり又支那の四億の民の消費は莫大なるものとなり得る。従つて支那は我國にとつて現在は勿論將來とも最もよい市場であつて、今日日本が支那に有して居る經濟活動の地盤は、日支共存共榮を根本方針として之を守り立て、行かねばならない。即ち帝國海軍はこの見地に立つて、支那沿岸、揚子江流域に常時船舶を配し、帝國領事官憲と共に在留邦人の保護、帝國の有する各種權益の擁護に任じ、更に日支親善關係の増進に努力して居るものであるが現在配備中のものは、

第三艦隊

- (司令長官 長谷川中將)
- 旅順要港部 (司令官 前田少將)
- 馬公要港部 (司令官 和田少將)
- 駐滿海軍部 (司令官 日比野中將)

の艦艇であつて其の數約三十隻である。

右の内、駐滿海軍部の臨時海軍防備隊附屬艦艇は、北滿の國境河川黑龍江及松花江流域にあり、旅順要港部艦船は渤海灣附近に、第三艦隊の中下村少將の率ゆる一部は青島を中心に、第三艦隊司令官直率の軍艦出雲は上海を中心に、谷本少將の率ある一部は揚子江流域に、更に大熊少將の率ある一部及馬公要港部艦船は南支一帶に在つて警備に従事して居る。本年七月下旬現在の警備艦船の配備及噸數の各地在留邦人の數は左表の通りであるが、在留邦人數最も多く、且各種對外關係複雜なる漢口と上海とは、新式機械化する我海軍陸戰隊駐屯し、艦船と協力嚴重なる警備を實施して居る。

支那の海軍は現在巡洋艦九隻、砲艦二八隻、河用砲艦二三隻、其の他を併せて全體で合計一〇六隻、約七萬噸を有し、中には寧海、平海等の新鋭の巡洋艦もあるが、帝國海軍の威力は之等支那海軍を全く制壓し、支那海全體に互り完全なる制海權を確保して居る。されば我が陸軍は何等の不安なく海を渡り、内地との連絡交通に付て少しの心配もなく、北支に於て思ふ存分の活動が出来る譯である。乍併、上海事變當時、軍艦出雲の側で支那側の機雷が爆發した様なこともあり、又支那軍飛行機が海上に飛び出して來ることも有り得るから、海軍としては萬全を期する爲、陸軍部隊及器材、彈藥、糧秣等の海上輸送に對して、直接或は間接に輸送船隊の護衛に當り、又重要な港灣、水路の安全確保に任じて居る。去る七月二十九日、三十日の大沽に於ける我驅逐隊の砲撃は、この任務遂行の一端である。白河は天津に直接通ずる唯一の水路で、我が陸軍の作戰行動上最も重要な交通線であるが、其の河口の大沽に占據して居た支那軍は、我に敵對行爲を執り、白河の安全が脅威せられるに至つたので、陸軍と協同之を砲撃し、陸軍飛行機の爆撃と相俟つて同地に居つた支那兵を掃蕩、白河の水路を確保したものである。

尙南京政府の出方如何に依りて、今後北支那の事態更に悪化し、軍事行動範圍一層擴大せらるゝに至らば、陸軍の行動に應じ我が海軍の協同範圍も之に伴うて擴大するのは必然であるが、之に對する海軍の準備萬端は悉く完整し、我が將兵は牢固たる覺悟を以て實力の満を持し、士氣極めて旺盛であ

地名	在留邦人數 (本年四月調)	在留邦人中朝鮮又は 臺灣人	警備艦數
塘沽	三七六	三七五	驅、二
青島	七九三	一、四四六	驅、一
上海	一、六六七〇	二、〇三六	巡、二
南京	二、六三三五	二、四四五	巡、一
漢口	四二五	二、〇	砲、一
九江	七五七	二、〇	砲、一
長沙	一、七六三	二、一	巡、一、砲、二、陸戰隊
宜昌	八七	一、一	砲、一
重慶	九一	一、一	砲、二
福州	八九	一、一	砲、一
廈門	二、一六二	一、七七七	巡、二
汕頭	一〇、六七八	一、〇二七	巡、一
廣東	七四一	六、〇五	驅、二
廣西	六一六	一、四七	驅、一

支那沿岸各地の警備艦船

三支那の反日

南京政府は年來反日政策を執り、之を國內統一の一の具として居ることは周知の通であるが、近來は排日、反日より抗日、侮日（日本を侮る）と進み、最近に於ては之ら各種の紛争は次に示す如く殆ど絶え間なく起つて居る

各種排日テロ事件

上海中山事件

昭和十年十一月九日 上海特別陸戦隊一等水兵中山季雄射殺せらる。

汕頭事件

昭和十一年一月二十一日 角田巡查出勤の途中狙撃せられ即死す。

上海養生事件

七月十日 狙撃せられ死亡す。

長沙事件

八月二十日 邦人經營の一旅館（都甲陸軍武官宿舍）玉突場に爆弾を投じたるものあり、玉臺其の他を破壊し邦人一名負傷す。

成都事件

八月二十四日、大毎記者渡邊洗三郎、上海毎日記者深川經二、滿鐵上海事務所員田中武夫、在漢口商人瀬戸尙は成都に滞在中暴漢に襲撃せられ渡邊、深川の両者は死亡、田中、瀬戸は負傷、何れも所持品を悉く掠奪せられたり。

北海事件

九月三日 中野順三、民衆に依り殺害せらる。

漢口事件

九月十九日 日本租界境界線に於て勤務中の吉岡巡查は白晝狙撃せられ即死す。

上海田港事件

九月二十三日午後八時二十分 上海共同租界内を散歩中の出雲乗組水兵三名は支那人の爲後方より狙撃せられ一等水兵田港朝光は即死、一等水兵八幡良胤及二等水兵出利葉義巳は重傷を負ひたり。

湘潭事件

九月二十七日 日清汽船事務所及倉庫に放火を企てたるものあり。

上海高瀬事件

十一月十一日 笠置丸船員高瀬安次狙撃せられ即死す。

而して之等の事件には日貨排斥等我が正當なる經濟活動の妨害壓迫は附物となつて居るが、日本在住の支那人が如何なる場合にも我が官憲の保護を受け、隣人の愛護に依りて安全明朗なる生活を享樂しつゝあるに拘らず、我が在支同胞が生命の危険に曝され、我が權益の侵害せられるのはまことに遺憾に堪へない、然るにも拘らず、我が在支同胞が、何時野性を發揮するか知れぬ支那人の中に伍して、孜孜營々として國家發展の最前線に活躍しつゝある勇氣は洵に偉とせざるを得ない所である。

而して今次事變發生するや、南京政府は反日宣傳に狂奔して國內の抗日熱を煽り、藍衣社及共產黨

等は相呼應して抗日に暗躍しつゝあるもので、支那全土には今や狂暴なる抗日機運瀰漫し、各地在留邦人は將に反日の坩堝中にあるものと謂はねばならぬ。

四 隱忍の桎梏警備任務

斯の如き邦人迫害に對處し、酷熱と瘴厲惡疫の巢窟にあつて、忍び難きを忍びつゝ、自重自戒、所在領事官憲と協力、克く儼然たる無言の武威を以て、我が在留邦人の保護に萬全を期する我が艦船の警備の苦心と、日常起居の困窮とは、局外者の到底想像し難き所である。

日支間に紛争が生じた場合、直ちに實力を行使するのであつたならば、我々武人として執るべき處置は簡明直截であるが、實力行使の結果、無辜の良民に災害を及したり、或は日支間に深い溝を作り又は在留邦人が全部引揚げねばならぬ様になつては、數十年來苦心經營の地盤は一朝にして無に歸するに至る虞がある。斯様なことにならぬ様に而も帝國の威信を傷けぬ様に處理して行くことは並大低の苦心ではない。今次事變勃發以來、帝國海軍は不擴大的方針を堅く守つて、北支以外の各地に事變の波及しない様に凡有努力を續けて居るのであるが、遺憾乍ら前述の如く反日抗日意識は益々深刻化して今日の情勢に於ては何時何所で不祥事件が突發するか分らぬ迄に立到つて居る。一度何所かで不祥事件が起らんか、直ちにこれは全支に飛火して、支那全體は蜂の集をついた様になる虞が多分にある。斯の如き事態に立到ることは支那自身の爲に決して利益でなく、又日本としてもまことに望まじからざるところであるが、支那側が自ら求めてこの様な破目に導く以上日本としても致し方がない、隱忍自重にも限度がある。現在の情勢で進み、支那側が益圖に乗つて來るならば、在留の邦人の生命財産は勿論、我が權益も彼等の侵害に委せねばならなくなり、帝國の威信も傷けらるゝに至るであらう。今後共帝國海軍は忍べる丈は忍び、耐へられる丈は耐へるが萬一右の如きに立到らば帝國海軍は斷乎として干戈を執つて立たねばならぬ、而して之に對する覺悟と準備は既に成つて居る。

五 結 び

以上海軍の立場から、北支事變に付て述べたが、今次事變に於ける海軍の任務が機微且困難であつて、如何に苦心を要するかは大體了解出来たと思ふが、更に考へねばならぬ重要なことが尙一つある。即ち、支那に於ては列國の權益が錯綜して居る上、支那は以夷制夷の政策に基き列國の干渉を企圖することは當然あり得ることで、第三國の不當なる干渉、壓迫を受くるに至る虞が多分にある。之に對しては帝國の軍事行動は勿論、帝國全體として行動を從來通嚴重公正ならしむることが根本要件であることは言ふ迄もないが、これと共に外交方面の活躍に期待する反面に於て帝國海軍が其の威力を以て西太平洋の護に毫末の不安なからしむることは最も必要である。海軍としてはこの方面にも萬遺漏なき様、肝膽を砕いて居る。

斯く觀じ來れば、今次の事變は支那に付てのみ考へても頗る機微にして困難なる問題があり、更に國際的にも幾多の波瀾を包藏して居る。されば帝國としては此の際よく肚を据ゑて、事態を精察し、靜平、慎重事に臨み、今次事變の光輝ある結末を見る如く、舉國一致、大地に足を踏みしめて善處すべきである。

情报弄堂。命一弄治（川孝事始良）

車人吉良指國報。獨牙二二三空

長。一。記。子。軍。止。之。統。之。者。表。形。式。之。因

下。海。軍。者。之。統。之。研。究。中。之。行。也。也

命。一。弄。治

事變と我海軍の行動

海軍省軍務部
梅崎中佐筆

目下北支方面に於ては、横暴なる支那抗日軍隊第二十九軍脅威の爲、我陸軍は勦撃を冒して勇戦力闘、各地に掃蕩戦を展開して居るが、我海軍は如何なる行動を執りつゝあるかと云へば、大略次の四項目に分ちて説明する事が出来る。

(一) 陸軍の北支掃蕩戦に對して、海陸協同作戦並海上警衛を行ひつゝある事

(二) 支那各地に於ける在留邦人の生命財産の保護、並に帝國の權益擁護の爲に警備任務に従事せる事

(一)帝國の事變不擴大方針に拘らず、南京政府の迷夢醒めず萬一軍事行動範圍擴大せらるゝ如き場合、之に對處即應する爲、我海軍は目下萬般の準備を完了し滿を持して待機せる事

(二)南京政府の傳統的手段たる歐米依存の以夷制夷政策強調せられ、歐米諸國其の笛に踊らんとするも、我が海上武力の儼存に依りて、其の無謀不逞の強力干渉を未然に抑壓しつゝ、ある事

而して右の内(一)(二)は將來或は終に表面に顯はるゝ事なく、無言の裡に其の效果のみを遺す事となるかも知れぬが、(三)(四)は目下現實に實施中のものなるが故に、以下是に就き其の大要を述べる事とする。

一、海、陸協同作戰

陸軍の北支方面に於ける行動に對して、海軍としては極力之に協力して最善の努力を拂ひつゝあるが、其の主なる任務は海上の制壓と警衛とである。

即ち、陸軍部隊及器材、彈藥糧秣等の海上輸送を絕對安全ならしむる爲、我海軍は北支那海上の制海權を掌握すると共に、護送艦隊は直接輸送艦隊を護衛して居る。

而して北支の重要港灣たる古沽^大には、廿九軍の反日軍ありて、天津に逼江する我商船に對して不法射撃を行ふなど、歴然たる敵對行爲を示してゐたが、七月廿九日には遂に我が驅逐艦〇に向つて迫撃砲を以て射撃するに至つたので、我艦は之に對し直に猛撃を加へて殲滅した。

愛に於て我軍は、國際通路たる白河水路確保の爲、大膽に據れる支那軍を掃蕩するの要あるを痛感し、翌三十日、我が第十團運隊は、陸軍部隊の渡河作戦に協力して支那軍陣地に向ひ猛烈なる砲撃を加へ、飛行機の爆撃と相俟ち、完膚なき迄敵陣地を破壊し遂に之を占領した。

同時に我軍は河中に在りて我軍の行動を妨害した冀察側支那砲艦海滿を鹵獲した。

右行動に依りて、北支海上並に揚陸地點に於ける一切の不安は一先づ除去されたのであつた。

爾而して頑迷不_固なる南京政府の出處如何に依りて、北支那の事態更に悪化し、軍事行動範圍一層擴大せらるゝ如きに至らんか、我海軍の海陸

協同作戰範圍も急激に膨脹するものは必然であつて、颱風期を前にして海
上部隊の困苦も亦尋常ならざるものがある。

併乍ら凡有る場合に對する海軍作戰の準備萬端は悉く完整せるのみな
らず、我將兵亦半手たる覺悟を以て實力の滿を持し、士氣極めて旺盛に
して、唯だ命令一下を待つのみ現状である。

(本田納)

二、支那各地の警備

從來、我海軍に於ては、排日排貨絶ゆる事なき支那沿岸各地に對し、常に多數の警備艦船を派遣して、在留邦人の生命財産の保護並に帝國權益の擁護に任じ來つたが今次事變の發生と共に各地の狀勢は更に惡化したので、我が警備部隊は異常の緊張を以て特に嚴重なる警戒裡に任務を遂行しつゝある。

現在配備中の我が艦隊は、

三
第一艦隊

(司令長官 長谷川 中 將)

第二艦隊

(司令官 下 村 少 將)

第三艦隊

(司令官 香 本 少 將)

(本田納)

第〇〇〇艦隊 (司令官 木熊 少將)

旅順要港 〇〇〇部 (司令官 前田 少將)

馬公要港 〇〇〇部 (司令官 和田 少將)

駐滿海軍 〇〇〇部 (司令官 日比野 少將)

の艦艇であつて其數約三十隻である。

右の内、駐滿海軍部の臨時防備隊海軍附屬艦艇は、北滿の國境河川流域にあり、旅順要港部艦船は渤海灣附近に、第〇三艦隊の一部は青島を中心に、第〇三艦隊司令官直卒の軍艦出雲は上海を中心は、第〇其艦隊は揚子江流域に、第〇〇艦隊及馬公要港部艦船は南支一帶に在つて警備に従事して居る。七月下旬現在の警備艦船の配備は左表の通りであるが、現在留邦

人数多く且各種對外關係複雜なる漢口と上海とは、新式機械化の我海軍陸軍隊駐屯し、艦船と協力嚴重なる警備を實施して居る。

(本田納)

支那沿岸各地の在留邦人数及警備艦船

地名	在留邦人数 (本年四月調)	内、鮮(臺灣)人	警備艦数
塘沽	三七六		驅、二
芝罘	七九三	(鮮) 三七五	驅、一
青島	一六、六七〇	(鮮) 一、四四六	巡、二
上海	二六、三三五	(鮮) 二、〇三六	巡一、砲二、驅二、陸戰隊
南京	四二五	(鮮) 二四五	砲、一
蕪湖	五七		砲、一
九江	七七	(鮮) 一〇	砲、一
漢口	一、七六三	(鮮) 一一一	巡、一 砲二、陸戰隊
長沙	八七		砲、一
宜昌	九一		砲、二

支那沿岸警備艦船

海軍

廣東	汕頭	廈門	福州	重慶
六一六	七四一	一〇、六七八	二、一六二	八九
(臺)	(臺)	(臺)	(臺)	(鮮)
一四七	六〇五	一〇、二一七	一、七七七	一八
驅、一	驅、二	巡、一	驅、二	砲、一

(本田納)

三、反日の増埒支那各地

近年、支那各地に於ては、日支間の問題^Q起れば必ず排日排日貨運動起るを常とするに至つた。而も最近に於ては南京政府内國民黨部の教唆激勵と相俟ち、排日は反日侮日と變じ、此の空氣は全國的に瀰漫し且深刻に進んだ。

之等の運動は安價良品たる日本品を排斥し、日本人の支那國內活動を封ぜんとするものなるが故に、最も生活及生業上の安定を脅かさるゝものは一般大衆であつて、其の指導者たる南京政府は、此の運動を利用し^{支那}て、反蔣機運の鋒先を轉じ且國內統一の具に供せんとし、排日學生等は小兒病的自己満足を遂げ、奸商等は國産品獎勵の名の下に日貨を排斥し

て巨利を博し、下層民は機會を利用して暴民となり火事泥的掠奪を行ふを常とし來つたのである。

從來、在留邦人が街上に於て罵詈惡口を浴び又は投石せられ、頑是なき邦人學童が通學の途上に暴行せらるゝ等は日常茶飯事に屬するものであつて、邦人に食糧品を賣らしめず、或は支那人召使を脅迫放逐する等も年中行事に等しく、無賴の徒や軍警が突如として暴徒と化して邦人家屋を掠奪し、又は婦人小兒に至る迄も虐殺せらるゝ如き非道の事件も最近十數件に及んで居る。而して彼等支那暴民の鬼畜の如き暴行に至つては、筆紙の克く盡す所にあらず、到底文明人の想像し得ざる修羅道である。

し
る

日本在住の支那人が如何なる場合にも我が官廳憲の保護を受け、隣人の愛護に依りて安全な明朗なる生活を享樂しつゝあるに拘らず、我在支同胞が斯くの如く堪え難き侮辱と迫害とに鞭たれつゝある事は、支那の警察制度及治安維持能力等が、全く近代的國家としての機能を有せざる事立證すると共に、支那人の中には凶暴無頼にして野獸に等しき徒勞からざる事を白日の下に晒らして居るものと謂へる。

然るにも拘らず、我が在支同胞が、何等時野性を發揮するか知れぬ支那人の中に伍して、孜々營々として國家發展の最前線に活躍しつゝある勇氣は洵に偉とせざるを得ない所である。

而して今次事變發生するや、南京政府は反日宣傳に狂奔して國內の抗

日熱を煽り、藍衣社及共産黨等は相呼應して救國抗日に暗躍しつゝある
ので、支那全土には今や狂暴なる抗日機運瀰漫し、各地在留邦人は將に
反日の増埒中にあるものと謂はねばならぬ。

四、隱忍の極精警備任務

斯の如き百鬼横行の裡に邦人迫害の光景を眼前に見乍ら、酷熱と不潔
悪疫と侮辱の巢窟にあつて、忍び難きを忍びつゝ、自重自戒、所在領事
官憲と協力、克く儼然たる無言の武威を以て、我が在留邦人の保護に萬
全を期する我艦船の警備の苦心と、日常起居の困窮とは、局外者の到底
想像し難き所であらう。

幸に從來、我海軍將兵は常に士氣旺盛にして、明朗なる心境を以て崇

高なる使命を體し、苦難を意とせず、克く上下團結、警備の重大任務に精進し來つた。

然るに今や各地の抗日機運激化し、何時不祥事件の勃發を見るや圖り知れざる状態に急迫しつゝあるので、我が警備艦船は、一方所在支那官憲と連絡を密にして取締の嚴行を強要すると共に、^{他方}我領事當局と協力して邦人保護に遺漏なきを期しつゝ、非常なる緊張を以て任務遂行に努めて居る。

萬一狀況悪化、戰禍支那全土に波及するに於ては、各地警備中の我艦船は、一方に暴戾無類の支那軍隊と對抗しつゝ、^他地方全力を盡して所在邦人の安全引揚げを完了せねばならぬ。

(本田納)

支那軍隊が弱者に對して野獸の如き凶暴性を發揮する事は、既に度々世界に實例を示せる所にして最近通州に於ける邦人三百名の虐殺事件の如き凄慘なる一例である。

従て支那奥地に於ける警備艦船の乗組將兵等は、全く悲壯なる覺悟を以て、最悪の場合に對處する準備を整へて居るものと謂つて差支へない。

五、結 び

以上の警備艦船の外、我聯合艦隊及各航空隊は、北支方面に於ける海陸協同作戰に従事せるものを除き、總て最悪の場合に對する萬般の準備を完了し、其の所在行動等を一切秘して、一面我海軍傳統の猛訓練を續けつゝ、今や命令一下、直に作戰行動に發動し得る如く、所謂、一觸即

發の待機状態にある。

帝國の事變不擴大方針は、最悪の場合に至るも尙堅持せらるゝものであ
ろうが、我海軍の^は全作戦を開始するの已むなきに至らば最早作戦上の要
求に従つて行動せざる能はず、東洋平和の爲大乘的見地より、大義親親
を渡すの大英斷亦已むを得ない所であらう。

(終)

(本田納)

區
警視
大阪
愛知
各廳府
各殖民
東京遞

7時10分 (K) 生輝(仁庫) 7.25 (仁庫)

發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
8月4日 前 後 6時54分	松本	香川縣(坂東) 7時5分(香)
月 9日 前 後 7時10分	佐々木	石島縣(岡村) 7.15 (石)
月 7日 前 後 7時20分	佐々木	新野縣(中野) 7.00 (新)
月 11日 前 後 7時15分	栗田	石川及(榎野) 7.10 (石)
月 11日 前 後 7時35分	及川	福岡縣(行幸) 7.15 (福)

甲乙ノ種別

案起

昭和三十七年八月十四日
付局受
月第
日號
局送
月
日

決判
月
日
文書課長

施行
月
日

昭和三十七年八月十四日

警保局長
主查圖書課長
事務官

理事官

大臣
次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事
取締
ニ關スル件

二、二六事件、記事差止、付本日陸

甲

事務官

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

軍省ヨリ北^{次郎}輝^{次郎}西田税外ニ名ニ対ス

ル判決^{ノ概要}ヲ^ハ発表アリ為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告 懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月	日	時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時分		
大阪府電話		月	日	時分		
愛知縣電話		月	日	時分		
各廳府縣(各殖民地)電報		月	日	時分		
東京遞信局電話		月	日	時分		

案起

昭和十二年八月十六日

付局受

月第

日號

局送

月

日

42

決判

月

日

文書課長

施行

8月16日

主査圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

七月八日旨通解移令出

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事)

宛

新聞記事差止一部解除ニ關スル件

本年七月十三日附通牒ノ今回ノ事変更



議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

米^ノ動員、派兵等^ニ関スル記事差止事項中

左記事項^ニ限リ之ヲ解除ス但シ本件解除後ト

虽モ陸軍省令第二十四号^ニ依リ陸軍大臣ノ許

可ヲ受ケルヲ要スルモノナル^ニ付

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

四二

本日附檢第八号

追而本件ハ陸軍省令第二十四号ニ依ル記事

掲載許可取扱ニ关スル通牒ト同時ニ施行

相成度

記

今回ノ事变ニ关シ支那ニ上陸ヲ終リタル部隊

ニ关聯スル左ノ事項

内務省

一、勤員ヲ推知セシムル事項中、本人、本籍、住所、
職業、氏名及召集、應召、字句（勤員
ノ字句ハ使用スルヲ得ズ）並ニ之ニ關聯スル

事項、例一ハ應召者ノ見送、狀況、召集

又ハ銃後ノ美談、遺家族ノ扶助又ハ救援
ノ狀況、如レ但シ本人ノ階級、兵種（歩、

騎、野、山砲、工兵ハ差支ナシ召集、種
類、應召月日及所屬部隊等ヲ明示ス
ルコトヲ得ズ

ニ、派兵ヲ推知セシムル事項中慰問、見送り
又ハ接待等ニ关スル事項但シ部隊号、
出發又ハ見送り場所及其ノ日時、部隊

ノ行先等ヲ明示スルコトヲ得ズ

又、該船主等ハ其ノ船中ニ何等ノ武器ヲ

小銃等ノ武器ヲ持シテ其ノ船中ニ

持シテ居ル

類、極小口径ノ銃ヲ所持シ居ル

難、然レモ其ノ銃ヲ所持シ居ル

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

空兵隊 佐藤 〃 〃 1.15 小長谷

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	山崎	8月17日 前 後 1時10分	小長谷	
大阪府電話	堀川	〃月〃日 前 後 1時2分	伊藤	
愛知縣電話	野田	〃月〃日 前 後 1時20分	小長谷	
各府縣各殖民地電報		〃月〃日 前 後 1時20分	伊藤	
東京遞信局電話	野田	〃月〃日 前 後 1時50分	伊藤	

甲乙ノ種別

案起

昭和十二年八月十七日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

8月17日

43

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

十二年八月十七日

警保局長名

警視廳總監
各府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

差

止

二關スル件

京都府宇治ニ於ケル火薬庫爆発

四三

官

50

香川 新島 島根 福島 岩手 石川 福井 北海道

支那 十林 中野 石川 竹野 澤田 佐木

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

二関スル 記事ハ陸軍省 次元表 以外

二関スル 記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

二関スル 記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

四三

第二電報案

警保局長名

十二年八月十七日

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

寫

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

新聞紙及出版物取締事務

本日新聞、通信、雜誌、著作、他種、轉送、知、對、之、左、通、之、際

記帳濟

(印)

發信者名	受信者名	受信年月日時	處分結果
東京新聞社		昭和12年8月17日 前9時40分受	
受信者名	決裁月日時	施行顛末	
	月 日 前後 時 分 決裁		
返信月日時	月 日 前後 時 分 電話	受信者名	取扱者印

內務省

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	青木	8月17日 前 後 10時13分		8.17.機10時.第11
大阪府電話	阿部	4月7日 前 後 10時20分		
愛知縣電話	岩田	8月8日 前 後 10時5分		
各府縣 各殖民地)電報	岩田	8月17日 前 後 10時50分		
東京遞信局電話	山下	8月17日 前 後 10時0分		

甲乙ノ種別

案起

昭和十二年八月十七日

付局受

月第 日號

局送

月 日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

大臣
次官

警保局長

主查圖書課長

事務官

理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各府縣長官
(除東京府知事)

一宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

本日附通牒、京都府宇治ニ於ケル火藥庫

四四

内

務

省

印

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

爆發ニ关スル記事差止ニ付本日陸軍省

(午前)

ヨリ事故ノ概要ニ付發表アル筈

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

陸軍省發表（午前十時半）

昨十日午後十時十分過京都府下宇治火

葉製造所、於了夜間作業實施中、延

火葉、引火爆及飛、延燒ニ入り、作業場、

倉庫、八、九棟及民家三戸、延燒也、

午後二時五分鐘火セリ、幸ニ、了、損害輕少

ナリ。